**様式第１号の２（第３条関係）**

**誓　約　書**

**三木市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。**

**なお、誓約事項に関し、三木市が行う一切の措置に異議なく同意します。**

**記**

**（国及び地方公共団体を除く交付申請者を対象とする誓約事項）**

**１　三木市暴力団排除条例（平成２４年三木市条例第１号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力することについて**

**(1) 条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。**

**(2) 市長が、上記(1)を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。**

**（すべての交付申請者を対象とする誓約事項）**

**２　補助金申請時の留意事項について**

**(1)三木市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第１４条に基づき市が行う一切の措置について、異議を述べないこと。**

**第１４条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。**

**(1)　この要綱の規定に違反したとき。**

**(2)　補助金をその目的以外に使用したとき。**

**(3)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。**

**(4)　第５条の規定による申請取下げの申し出があったとき。**

**２ 市長は、前項の規定により交付決定を取消したときは、その旨を三木市自家消費型太陽光発電設備等導入補助金交付決定取消通知書（様式第１６号）により当該補助事業者に通知するものとする。**

**３ 市長は、第１項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定め、その返還を命ずるものとする。**

**(2) 地方自治法第221条第２項に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。**

**第221条 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。**

**年　　月　　日**

**三木市長**

**仲　田　一　彦　　様**

**署　　名**